平成28年2月9日 とくしま元気印イノベーション人材育成協議会制定

(趣旨)

第1条 この要項は、地(知)の拠点大学による地方創生推進事業「とくしま元気印イノベーション人材育成プログラム」(以下「プログラム」という。)の実施に伴い設置するとくしま元気印イノベーション人材育成協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、徳島大学COCプラス推進本部と連携し、徳島県における雇用創出及び学卒 者の地元定着率の向上を目指して、学生の県内就職率向上のための教育プログラム及び県内の 雇用創出に関する事業計画について審議し、プログラムの事業協働機関として意思決定を行う。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、プログラムに参加する組織又は団体から選出された委員をもって構成する。

(会長等)

- 第4条 協議会に会長1名及び副会長2名を置く。
- 2 会長は、徳島大学長をもって充て、協議会を統括する。
- 3 副会長は、第3条の委員の中から会長が指名する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長が、その職務を代理する。

(議長)

- 第5条 協議会に議長を置き、会長をもって充てる。
- 2 議長は、協議会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する副会長が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 議長は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第7条 委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(COCプラス推進コーディネーター等の出席)

- 第8条 COCプラス推進コーディネーターは、会議に出席し、議長の求めにより意見を述べる ものとする。
- 2 協議会が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、徳島大学において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この要項は、平成28年2月9日から実施する。